

## 事例検討会で頂いた質問に対する回答

障がいサービスを受けていた方のケースとしてお問い合わせをいただいていますが、障がいサービスの利用有無に関わらず、65歳到達前に誕生日前申請をされたケースで回答します。  
お問い合わせを受けた内容については、以下のとおり運用を見直しましたのでお知らせします。

### <見直し前>

65歳到達の3か月前 ↓ (認定申請から1ヶ月後) ↓ 65歳到達月の前月下旬 ↓ // 月末	・介護認定申請可能 ・認定結果の通知 ・介護保険証・負担割合証発行（負担割合：1割※） ・所得に基づき、負担割合を再計算 負担割合が変わる → 新しく負担割合証発行 変わらない → 発行済の負担割合証を使う
65歳到達	

※ 誕生日前申請をされ65歳到達前に認定結果が出る場合は、認定結果が出た時点では2号被保険者であるため、システム上、負担割合は1割で判定されます。

### <見直し後>

65歳到達の3か月前 ↓ (認定申請から1ヶ月後) ↓ 65歳到達月の前月下旬 ↓ // 月末	・介護認定申請可能 ・認定結果の通知 <del>・介護保険証・負担割合証発行（負担割合：1割※）</del> ・所得に基づき、負担割合を計算 <u>・介護保険証・負担割合証発行</u>
65歳到達	

#### (変更点)

65歳到達月前月の月末に、介護保険証および負担割合証を発送します。

認定結果通知に、介護保険証等は同封しません。

### <リバーサイド川島園 矢野さまからの追加のお問い合わせ>

2号被保険者が65歳になった際の負担割合証の送付の流れと、審査の時期、発送の時期について知りたい。

⇒上表にお示しした流れと同様に、65歳到達月の前月末までに所得に基づき負担割合を再計算し、負担割合が変わった場合は新しい負担割合証を交付します。